

# 平成24年

# 秋の全国交通安全運動実施要綱

実施期間 9月21日（金）から9月30日（日）までの10日間  
【交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（日）】

目的 この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
  - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 3 飲酒運転の根絶
  - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

行事名	実施日	内容
初日街頭指導・広報の日	9月21日（金）	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
ピカッと作戦！の日 〔夕暮れ時から夜間の交通事故防止の日〕	9月26日（水）	県内主要幹線、生活道路において夕暮れ時から夜間に街頭広報を実施し、交通事故発生の防止を図るとともに、交通安全意識を高める。特に歩行者事故を防止するため自発光式反射材等の着用を呼び掛ける。
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日（日）	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」の運動に併せ、子どもと高齢者を対象とした交通安全講習会（交通安全教室）の開催や参加・体験・実践型の交通安全教育の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。

静岡県交通安全対策協議会

## 《運動の基本》子どもと高齢者の交通事故防止

「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とし、子どもと高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他の交通参加者の子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

### 1 子どもの交通事故防止

- (1) 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
- (2) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の推進

### 2 高齢者の交通事故防止

- (1) 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の促進
- (2) 高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (3) 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底

## 《運動の重点》

### 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

各機関・団体共通

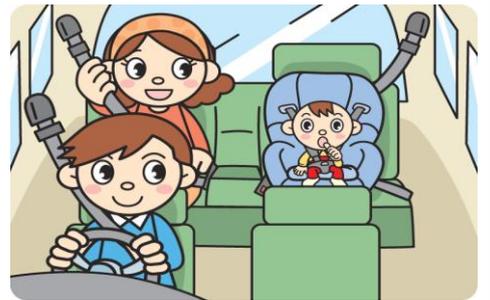
- (1) 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
  - ア 反射材用品、明るい服装等の着用効果に関する広報啓発活動の推進
  - イ 衣服、履物、身の回り品への自発光式反射材等を着用する取組の促進
- (2) 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (3) 夕暮れと夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (4) 早めのライト点灯の励行



### 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

各機関・団体共通

- (1) 全ての座席においてシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい着用をしなければならないことの周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの着用効果に関する理解の促進及び正しい使用方法の周知徹底



### 3 飲酒運転の根絶

(1) 各機関・団体共通

- ア 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進と飲酒運転根絶気運の醸成
  - イ 地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
  - ウ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施
- (2) 企業・飲食店関係
- ア ポスター等各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
  - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底



飲酒運転禁止

### 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施